

首都直下地震等の想定地域における 民間の施設・ノウハウを活用した 災害に強い物流システムの構築 (とりまとめ)

平成24年3月

首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウ
を活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会

< 目 次 >

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 支援物資物流における物流事業者のノウハウの活用や関係者間の連携等 | 2 |
| (1) 都県・政令市のオペレーションへの物流事業者の参画等 | 2 |
| (2) 関係者間の連携と役割分担 | 3 |
| (3) 関係者による円滑な情報伝達 | 5 |
| (4) 物資の輸送に関する災害時協力協定の締結及び見直し等 | 7 |
| 2. 民間物資拠点のリストアップや物資拠点の運営のあり方等 | 9 |
| (1) 民間物資拠点のリストアップ | 9 |
| (2) 物資拠点の円滑な運営 | 28 |
| 3. 時間経過に対応した官民の役割及びオペレーション | 29 |
| (1) ステージ0 事前準備 | 30 |
| (2) ステージ1 発災から3日程度 | 31 |
| (3) ステージ2 発災から1ヶ月程度 | 34 |
| (4) ステージ3 発災から1ヶ月程度以降 | 36 |
| 4. 首都直下地震等に対応した支援物資物流の実証訓練の実施に向けて | 38 |
| (1) 訓練の目的 | 38 |
| (2) 訓練シナリオの作成にあたって | 38 |
| 5. 今後の取り組み | 40 |
| 開催経緯 | 41 |
| 委員名簿 | 42 |

はじめに

今回の東日本大震災の被災地では、国内外から送られた支援物資が物資集積拠点に滞留し、被災者に対する円滑な物資の供給ができないなどの問題が生じた。

国土交通省は、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）」において、「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が謳われたことを踏まえ、有識者からなるアドバイザリー会議を開催し、昨年 12 月 2 日、『支援物資物流システムの基本的な考え方』をとりまとめたところである。

このような中、東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の問題点及びアドバイザリー会議においてとりまとめられた『支援物資物流システムの基本的な考え方』を踏まえ、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスを構築するため、有識者、国、地方自治体、物流事業者団体等からなる「首都直下地震等を想定した民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」（以下、本協議会という。）を設置した。

この報告書は、東京湾北部を震源としたマグニチュード 7.3 の首都直下型地震が発生した場合を想定し、国内の各地はもちろん外国から届く支援物資の受け入れ拠点となる 1 次物資集積拠点等に集まった支援物資の輸送・保管・仕分け等について、国、地方自治体及び物流事業者の連携方策、民間の物流施設である民間物資拠点としての活用及びオペレーションにおける民間のノウハウの活用等について、本協議会において検討を行い、方向性をとりまとめたものである。

1. 支援物資物流における物流事業者のノウハウの活用や関係者間の連携等

東日本大震災の教訓、現行の防災計画（物資輸送計画）等の現状と今後の課題を踏まえると、自治体だけでは限界がある。物流事業者が初期の段階から支援物資物流について大きな役割を果たせる体制の構築等が重要である。

(1) 都県・政令市のオペレーションへの物流事業者の参画等

現在、支援物資物流に係る物流事業者の参画は、支援物資の輸送、保管等の限定的な部分での分担にとどまっている。

しかしながら、広域的・甚大な災害発生時には、日常の物流を担い、物資の輸送・保管・仕分け等の諸機能について高度な専門知識やノウハウを有する物流事業者が、発災当初の段階から都県・政令市の支援物資物流のオペレーションに広く参画・関与していくことが求められている。

① 物資提供情報の一元管理

- ・国（運輸局）及び都県・政令市において、支援物資物流を効率的に実施するためには、食糧や生活必需品等の支援物資の調達・管理・配送指示等の窓口の一元化を図り、支援物資物流を専属的に行う部局の設置（例えば緊急物資輸送チーム等）を検討する。
また、調達と輸送が分掌されている場合には、統括責任者を設定することを検討する。
- ・支援物資の適切な供給のためには、支援物資物流のオペレーションに関する情報を、関係行政機関、物流事業者の関係者で共有することが重要である。

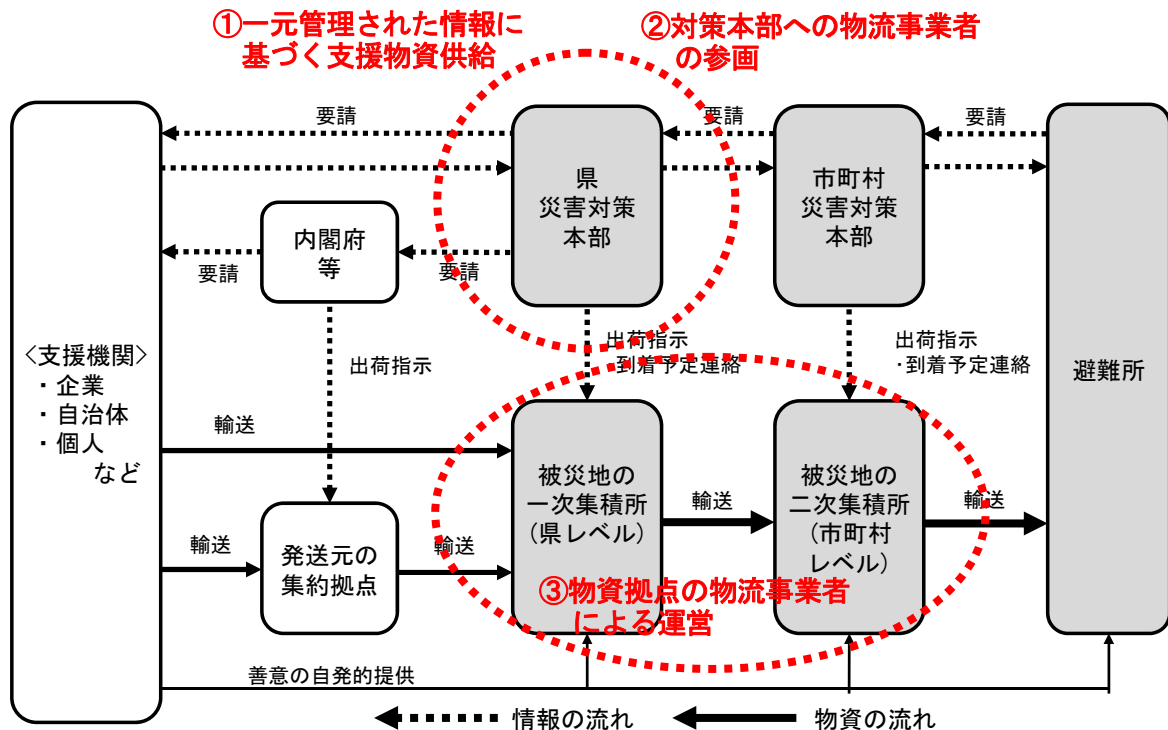
② 都県・政令市対策本部への物流事業者等の参画

- ・物流に関する専門的な知識やノウハウを有しない自治体職員だけでは効率的な運営が困難であることは東日本大震災でも自明のことから、発災当初の段階から対策本部の専属部局に物流事業者の参加を検討する。その際、身分については、民間の立場からアドバイザーとして参加するか、又は、自治体職員として臨時に雇用することなどが考えられる。
- ・国（運輸局）は広域的な視点から情報収集や都県・政令市との連絡調整を行う要員（リエゾン）を派遣することとする。
- ・支援物資物流に関する情報を共有し、関係行政機関とともに、参画する物流事業者等は行政と民間が連携して任務にあたることが重要である。

③ 物資拠点の物流事業者による運営

- ・ロジスティクスで重要な最終段階における、輸送・保管・仕分け等は専門的な知識が必要であることから、物流事業者への運営委託を検討する。

ただし、広域物資拠点である場合等、すべて運営を委託することが困難であると想定される時には、物流専門家を派遣することを検討する。



[出典]：交通工学/Vol. 46, No. 5, pp64-67/救援物資の課題と対応/渡部(2011)

支援物資物流への物流事業者の参画等

(2) 関係者間の連携と役割分担

支援物資物流における「支援物資の流れ」は、主に物流事業者が担うことが期待されており、その役割は支援物資の輸送のみならず、物資集積拠点における保管、仕分け等といった作業に対しても、日頃の物流事業で培った専門知識やノウハウを発揮していくことが期待される。そのため、トラック協会及び倉庫協会（以下「物流事業者団体」という。）は、国、関係自治体との連携を図るほか、相互間の連携を強化することが重要である。

① 幹線輸送

- ・ 都県・政令市レベルの一次物資集積拠点までの幹線輸送における、道路啓開等の輸送路の確保は国・自治体が行う。
- ・ 輸送路が確保された後の幹線輸送は、指定公共機関、指定地方公共機関及びトラック協会等と関係自治体が締結する協定等に基づき、トラック協会等がその役割を担う。その他、国がトラック協会等へ直接要請する場合がある。

② 一次物資集積拠点の運営

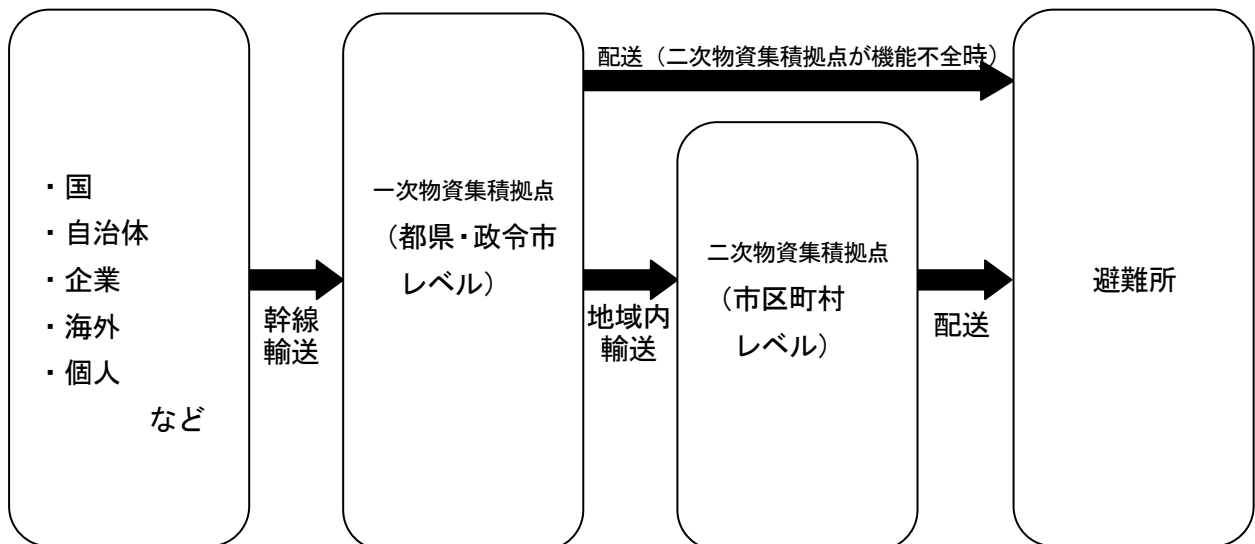
- ・国、自治体、企業、海外、個人等より幹線輸送された支援物資は、都県・政令市レベルの一次物資集積拠点に運びこまれる。
- ・当該物資集積拠点に運びこまれる支援物資は、相当な量となるため、その保管・仕分け等については、知識やノウハウを有する物流事業者に運営を委託する他、都県・政令市との災害時協力協定に基づき物流事業者団体等から派遣された物流専門家を運営に参画させることを検討する。

③ 地域内輸送

- ・一次物資集積拠点から二次物資集積拠点までの地域内輸送については、指定公共機関、指定地方公共機関及びトラック協会等と関係自治体が締結する災害時協力協定等に基づき、トラック協会等がその役割を担う。

④ 二次物資集積拠点の運営、避難所等への配送

- ・二次物資集積拠点に運びこまれる支援物資は、市区町村で相当な量となるため、その保管・仕分け等については、知識やノウハウを有する物流事業者に運営を委託する他、市区町村との災害時協力協定による物流事業者団体等から派遣された物流専門家を運営に参画させることを検討する。
- ・二次物資集積拠点から避難所等への配送については、各市区町村との災害時協力協定等に基づくトラック協会等が、その役割を担う。



都県・政令市を中心とした支援物資の供給ルート

(3) 関係者による円滑な情報伝達

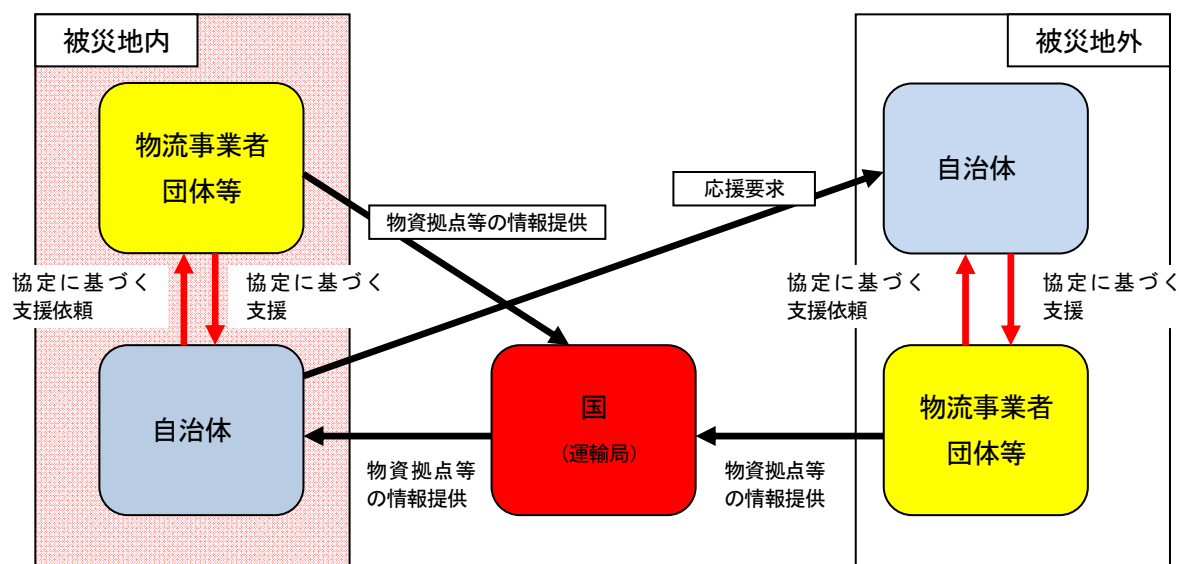
円滑な支援物資の輸送・配送を行うためには、国、自治体及び物流事業者などの関係者による円滑な情報伝達が不可欠であり、とりわけ、首都直下地震等の広域的で甚大な災害発生時には、情報伝達が上手く行えない状況も想定されることから、これを念頭に置いた対策が必要である。

① 通信手段の確保

(1) ①で述べた担当組織の編成による物資提供情報の一元管理はもちろんのこと、国、自治体と物流事業者団体等においては、災害時の緊急連絡網を作成することにより、情報が輻輳しないよう一元化する。併せて、関係者間による通信が途切れぬよう、通常の固定電話や携帯電話のほか、衛星電話等を導入することを検討する。

② 広域にわたる関係者間の連携

- ・ 発災時において、国（運輸局）は物流事業者団体等を通じて迅速に、あらかじめリストアップした支援物資の受入れが可能な民間の広域物資拠点施設（以下、「民間物資拠点」という。）の被害状況調査を行うこととし、その調査結果の報告を参考に被災自治体は支援物資拠点として活用する施設を速やかに選定する。
- ・ 被災地域内の一次物資集積拠点が被災により使用できない場合、国（運輸局）は被災地外における支援物資の受入れ可能な民間物資拠点の情報提供を行う。



広域的な被害を想定した場合の関係者間の情報伝達のイメージ

③ 発注様式の標準化

- ・国（内閣府）において標準化が検討されている物資調整シートを参考とし、地域においても正確で円滑な情報の伝達に必要な情報項目・単位を整理し、発注様式の標準化を検討する。
- ・例えば、茨城県では、東日本大震災時において、次に示す基本フォーマットを作成している。この様式は、発災後に、県災害対策本部とトラック協会との間で作成されたものであり、基本的に輸送依頼はFAXによって行われた。

①

(地域)

月 日 ()

緊急物資輸送依頼 (トラック協会・赤帽組合) 送付枚数 /

| 積荷場所 | 輸送先 | 内容 (規格) | 数量 | 単位 | トラック相当 (4目安) | 輸送会社 | 受領サイン | 備考 |
|-----------------|------------|---------|----|----|-----------------|------|-------|----|
| 1 (担当者名/連絡先) | (担当者名/連絡先) | | | | | | | |
| 2 (担当者名/連絡先) | (担当者名/連絡先) | | | | | | | |
| 3 (担当者名/連絡先) | (担当者名/連絡先) | | | | | | | |
| 4 (担当者名/連絡先) | (担当者名/連絡先) | | | | | | | |
| 5 (担当者名/連絡先) | (担当者名/連絡先) | | | | | | | |

【運転手の方へ 搬送が終了したら、受領者からサインを貰ってください。】

FAX経由: 福祉指導課 → 生活文化課 → トラック協会 → 輸送会社 → 生活文化課 (FAX 029-301-2848)
 消防防災課 赤帽組合
 担当者・内線 ()

緊急物資輸送における様式の標準化のイメージ

[出典] 茨城県における緊急物資輸送体系の検討 報告書 (平成 23 年 12 月)

④ 被災者ニーズの把握・共有の仕組みづくり

- ・必要とする支援物資のニーズは被災直後と被災 1 ヶ月後では大きく変化すること、長い避難生活で季節変動が発生しうることを等々を勘案し、その変化に対応した支援物資の供給ができるよう、的確にニーズを把握していくことが重要である。
- ・避難所における支援物資のニーズの把握については、市区町村の役割であるが、支援物資に携わる物流事業者と情報共有する仕組みを検討する。

(4) 物資の輸送・保管等に関する災害時協力協定の締結及び見直し等

- ・自治体と物流事業者団体等との災害時協力協定の締結状況は次のとおりである。今後は、物資の「輸送」及び「保管」に関する協定の締結だけでなく、物流事業者による物流専門家の派遣に関する事項や支援物資の受入可能な民間物資拠点のリストを追加する等、地域の実情に合った協定の締結及び見直しを速やかに行うことを検討する。
- ・災害対策基本法に基づく指定地方公共機関については、発災直後から継続した業務運営を執行できる体制を確保していることや広域に支店網を有していること等を踏まえて、追加することを検討する。

災害時協力協定の締結状況

| 自治体名 | 物流事業者団体名 | 災害時協力協定名 | |
|------|--------------------|---------------|--------------------------|
| 東京都 | 東京都トラック協会 | 輸 送 | 「災害応急対応用貨物自動車供給契約書」 |
| | 日本通運（株） | | |
| 千葉県 | 千葉県トラック協会 | 輸 送 | 「災害応急対応用貨物自動車供給契約書」 |
| 埼玉県 | 埼玉県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時における物資の輸送に関する協定書」 |
| 埼玉県 | 埼玉県倉庫協会 | 保 管 専門家派遣 | 「災害発生時における物資の保管等に関する協定書」 |
| 茨城県 | 茨城県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時における緊急救援輸送に関する協定書」 |
| 栃木県 | 栃木県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」 |
| 群馬県 | 群馬県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」 |
| 山梨県 | 山梨県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」 |
| 横浜市 | 神奈川県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」 |
| 横浜市 | 神奈川倉庫協会 | 保 管 | 「災害時における緊急措置の支援に関する協定」 |
| 横浜市 | 日本通運（株） | 集配拠点 専門家派遣 | 「災害時における物資等に関する協定」 |
| 川崎市 | 神奈川県トラック協会 川崎支部 | 輸 送 | 「災害時における物資の輸送に関する協定」 |
| 川崎市 | 神奈川倉庫協会 | 保 管 | 「災害時における緊急措置の支援に関する協定」 |
| 川崎市 | 日本通運（株） | 輸 送 | 「災害時における物資の輸送に関する協定」 |
| 相模原市 | 神奈川県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」 |
| 千葉市 | 千葉県トラック協会 | 輸 送 | 「災害時における物資の自動車輸送に関する協定」 |

災害時協力協定の締結状況及び指定（地方）公共機関の現状

| | 災害時協力協定締結状況 | | | 指定公共機関 | 指定地方公共機関 |
|-------|-------------|------|---------|---------|--------------------|
| | トラック協会 | 倉庫協会 | 日本通運(株) | | |
| 東京都 | ○ | | ○ | 日本通運(株) | (社) 東京都 トラック協会 |
| 神奈川県 | ○ | | | | (社) 神奈川県 トラック協会 |
| 千葉県 | ○ | | | | (社) 千葉県 トラック協会 |
| 埼玉県 | ○ | ○※1 | | | (社) 埼玉県 トラック協会 |
| 茨城県 | ○ | | | | (社) 茨城県 トラック協会 |
| 栃木県 | ○ | | | | (社) 栃木県 トラック協会 |
| 群馬県 | ○ | | | | (社) 群馬県 トラック協会 |
| 山梨県 | ○ | | | | (社) 山梨県 トラック協会 |
| 横浜市 | ○ | ○ | ○※1 | | — ※2 |
| 川崎市 | ○ | ○ | ○ | | — ※2 |
| 相模原市 | ○ | | | | — ※2 |
| 千葉市 | ○ | | | | — ※2 |
| さいたま市 | | | | | — ※2 |

※1 物流専門家の派遣を含む。

※2 指定地方公共機関については、知事が指定するものであり、政令市の指定はなし。

2. 民間物資拠点のリストアップや物資拠点の運営のあり方等

(1) 民間物資拠点のリストアップ

中央防災会議で定める広域物資拠点及び都県・政令市の地域防災計画で定める広域物資拠点（一次物資集積拠点）を補完するため、物流事業者の倉庫、トラックターミナルの施設を災害時において利用可能な民間物資拠点として、137施設をリストアップした。

○ リストアップに当たっての考え方

- ・ 民間物資拠点をリストアップするに当たっては、物流事業者団体等からの情報を受けた支援物資の受入れ可能性を有する施設について、以下の手順により進めた。

ステップ1：民間物資拠点候補のリストアップ

次の条件を満たす施設で、かつ、リストアップすることについて物流事業者の了解が得られた施設。

- ① 倉庫若しくはトラックターミナル
- ② 支援物資用供出面積が500㎡以上の施設
- ③ 新耐震基準に適合した施設
(ただし、昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設を含む。)
- ④ 12mトラック（大型トラック）が横付けできる施設
- ⑤ フォークリフト等の運搬機材のある施設
- ⑥ IC等幹線道路からのアクセスがよい施設

ステップ2：物流事業者団体等の意向確認

ステップ3：自治体の意向確認

ステップ4：協議会において民間物資拠点としてリストアップ

民間物資拠点（茨城県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|-------------|-------------------------|----|
| 株式会社辰巳商会 | 常陸那珂営業所 | |
| 株式会社影山倉庫 | 北利根営業所 | |
| 鹿島物流株式会社 | 鹿島物流株式会社 つくば倉庫 1号倉庫A室B室 | |
| | 潮来倉庫 | |
| | 南浜倉庫 | |
| 日本通運株式会社 | つくばターミナル | |
| 十和運送株式会社 | 倉庫A棟 | |
| 前山倉庫株式会社 | 石下倉庫A棟 | |
| | 石下倉庫B棟 | |
| | 神田山1号・2号倉庫 | |
| 鹿島埠頭株式会社 | 南公共埠頭倉庫 | |
| | 鹿島港南物流センター | |
| 株式会社田島屋 | A号倉庫 | |
| 美野里運送倉庫株式会社 | 美野里運送倉庫2号 | |
| 三菱化学物流株式会社 | 鹿島物流センターA棟 | |
| サンエイ物流倉庫 | 国生営業用倉庫 | |
| 丸全水戸運輸株式会社 | 岩間倉庫 | |
| 日立地区通運株式会社 | 高萩倉庫一号倉庫 | |
| 株式会社初見運輸倉庫 | 丘里センター(営) | |




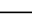


14事業者

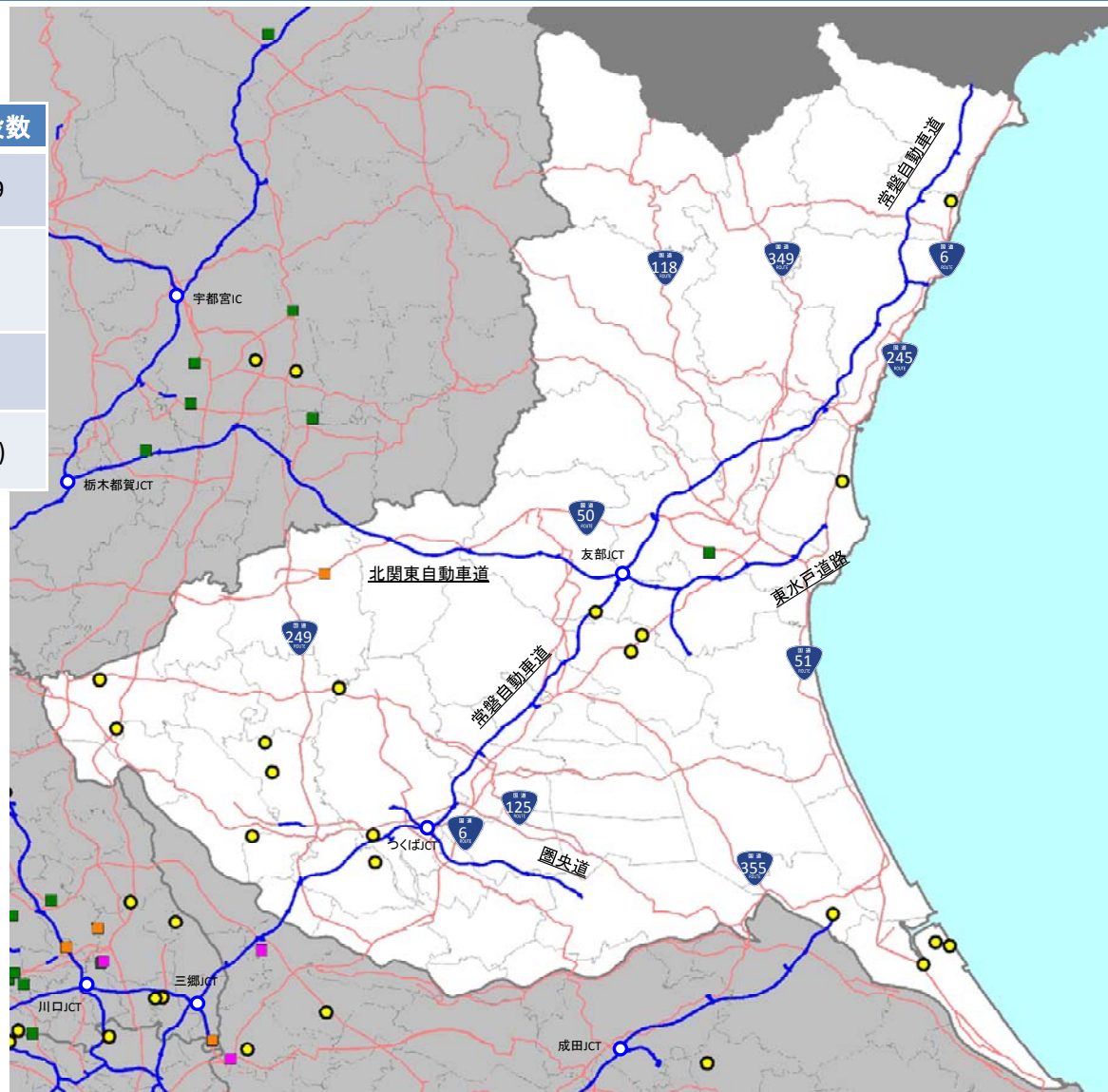
19施設

民間物資拠点の位置

茨城県

| | 施設数 |
|--------------------------------|-----|
| 民間物資拠点 | 19 |
| 広域活動拠点 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 2 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 1 |
| 広域物資拠点 (両方) | (1) |

| 凡例 | |
|---|--------------------|
|  | 民間物資拠点 |
|  | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
|  | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
|  | 広域物資拠点 (両方) |
|  | 高速道路、有料道路 |
|  | 一般国道 |



民間物資拠点（栃木県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|--------------|-------------|----|
| 日本通運株式会社 | 佐野ターミナル | |
| | 宇都宮物流センター倉庫 | |
| 東両毛通運株式会社 | 足利17号倉庫 | |
| エヌエヌ商事株式会社 | 清原ロジセンター | |
| ダイシン物流株式会社 | 足利営業所 | |
| 株式会社佐野物流センター | 1号倉庫 | |

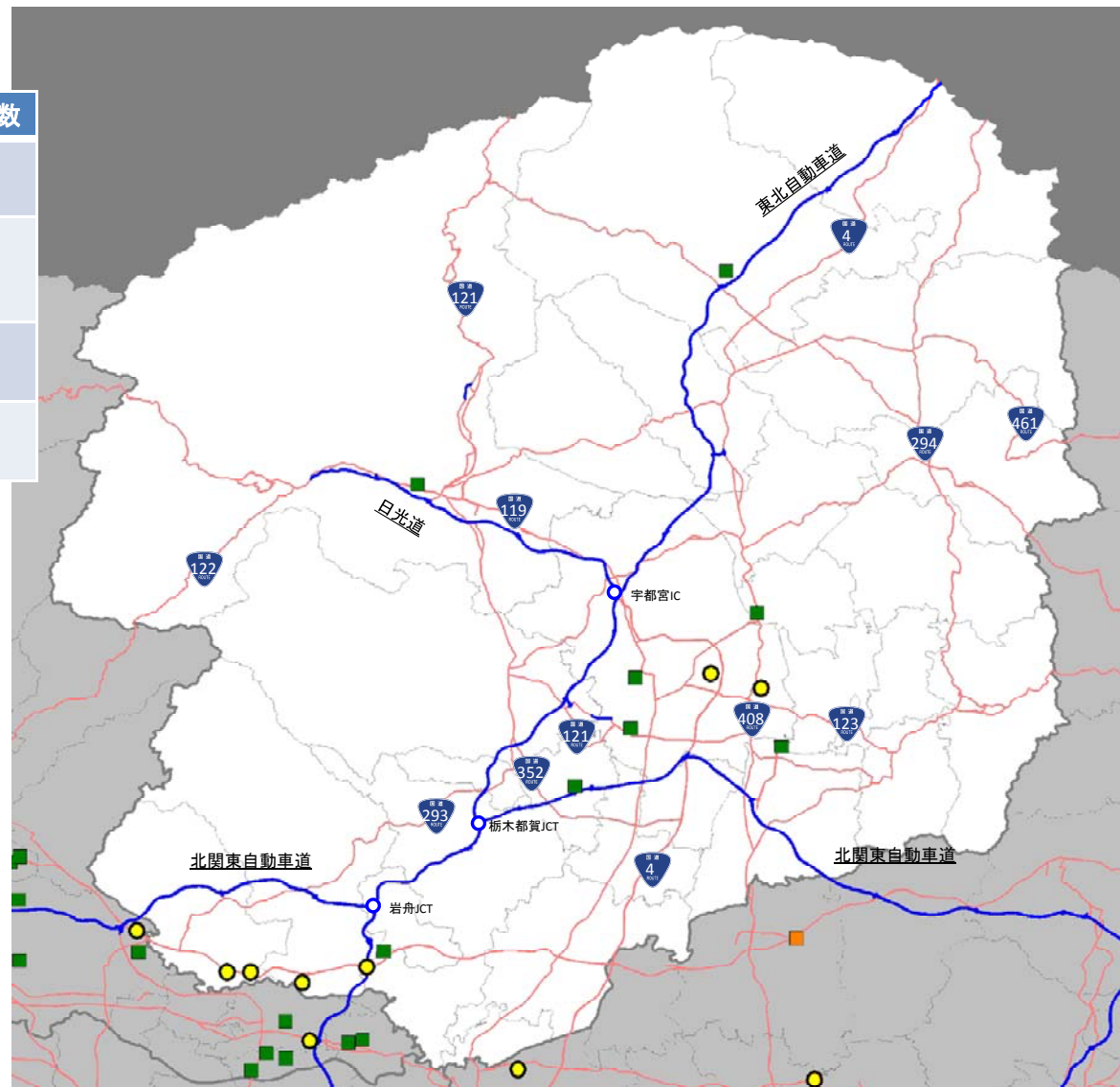
5事業者

6施設

民間物資拠点の位置

栃木県

| | 施設数 |
|------------------------------------|-----|
| 民間物資拠点 | 6 |
| 広域災害対策活動拠点 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 8 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 0 |
| 広域物資拠点 (両方) | (0) |



| 凡例 | |
|--|--------------------|
| ● | 民間物資拠点 |
| ■ | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
| ■ | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
| ■ | 広域物資拠点 (両方) |
| — | 高速道路、有料道路 |
| — | 一般国道 |

民間物資拠点（群馬県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|----------|---------------|----|
| 高崎倉庫株式会社 | 1号倉庫(普通) | |
| 日本通運株式会社 | 群馬ターミナル | |
| 株式会社丸貨運送 | 赤城倉庫 NO. 1 | |
| 寿倉庫株式会社 | 伊勢崎第三流通センター倉庫 | |
| | 第11号倉庫 | |
| | 第12号倉庫 | |
| 弘立倉庫株式会社 | 北関東第二倉庫 | |
| 伏見運送株式会社 | 関東倉庫1号 | |







6事業者

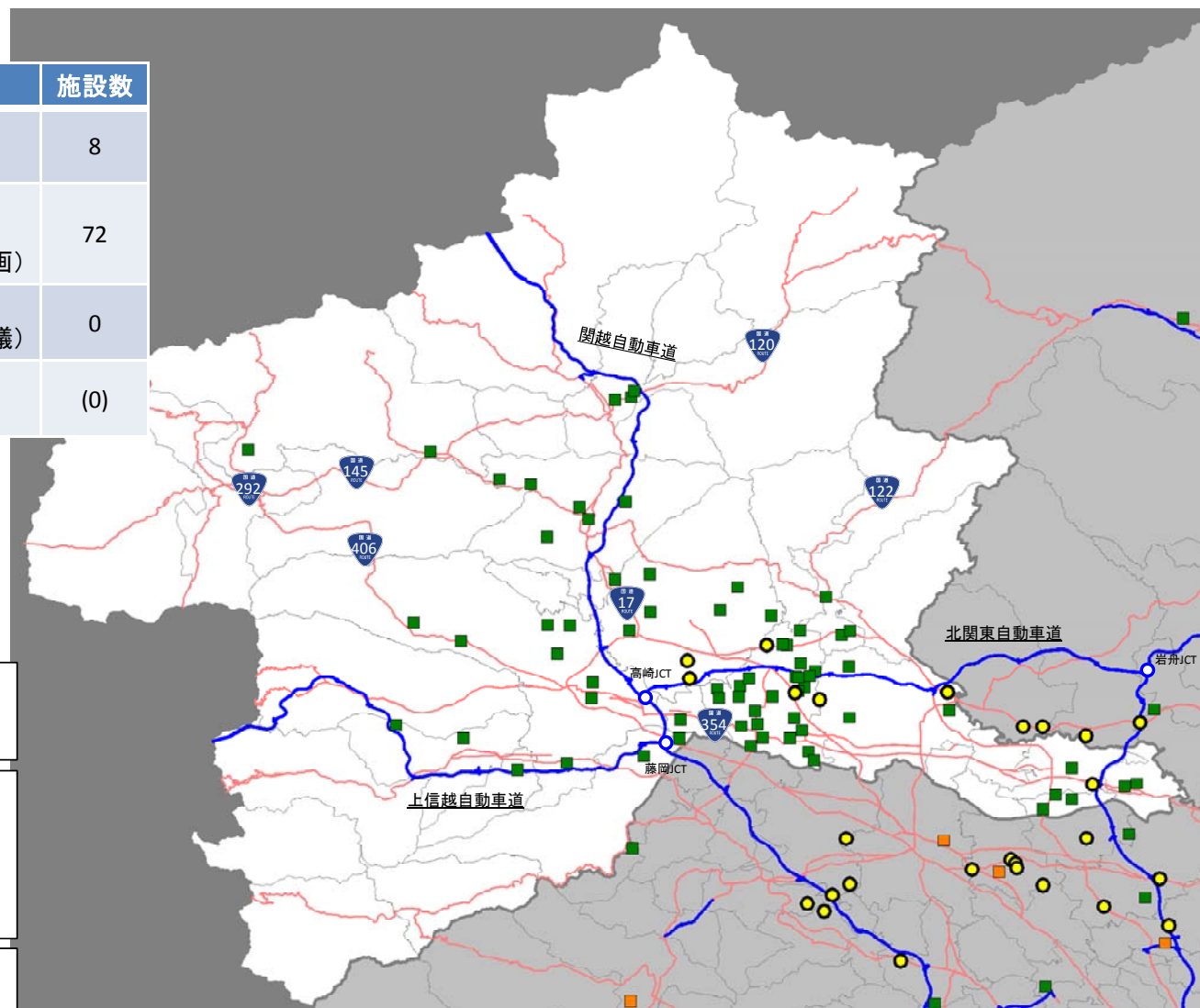
8施設

民間物資拠点の位置

群馬県

| | 施設数 |
|------------------------------|-----|
| 民間物資拠点 | 8 |
| 輸送拠点 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 72 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 0 |
| 広域物資拠点 (両方) | (0) |

| 凡例 | |
|---|--------------------|
|  | 民間物資拠点 |
|  | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
|  | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
|  | 広域物資拠点 (両方) |
|  | 高速道路、有料道路 |
|  | 一般国道 |



民間物資拠点（埼玉県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|-------------------|-------------------|----|
| 株式会社ワンビシアークイブズ | 関東第3センター | |
| | 関東第5センター 帳票発送センター | |
| | 1・5号棟 | |
| パナソニックロジスティクス株式会社 | 草加1号倉庫 | |
| 小山企業株式会社 | 埼玉総合物流センター | |
| 新潟輸送株式会社 | 新潟輸送(株)関東広域センター | |
| 大和輸送株式会社 | 羽生倉庫B棟 | |
| 小林運送株式会社 | 北関東流通センター | |
| 株式会社テスココンボ | 川里流通加工センター | |
| | 行田流通加工センター | |
| 所沢流通協同組合 | A倉庫 | |
| 狭山貨物運輸株式会社 | 狭山倉庫 | |
| 明成物流株式会社 | 第1倉庫 | |
| トーエイ物流株式会社 | 騎西物流倉庫 | |
| 愛宕倉庫株式会社 | 埼玉二号倉庫 | |
| 株式会社篠崎運送倉庫 | A棟 | |
| 株式会社杉村倉庫 | SS号倉庫 | |
| 三井倉庫株式会社 | 加須事務所 加須倉庫 | |
| 寿倉庫株式会社 | 清久倉庫 | |
| 第一倉庫株式会社 | 第一倉庫(株) 所沢物流センター | |
| 福助ロジスティクス株式会社 | 吉川商品センター | |
| 澁澤倉庫株式会社 | 川本倉庫 | |
| 越谷輸送協同組合 | 平方物流センター | |
| 株式会社啓和運輸 | 所沢流通センター | |
| 大沢運送株式会社 | 埼玉支店倉庫 | |

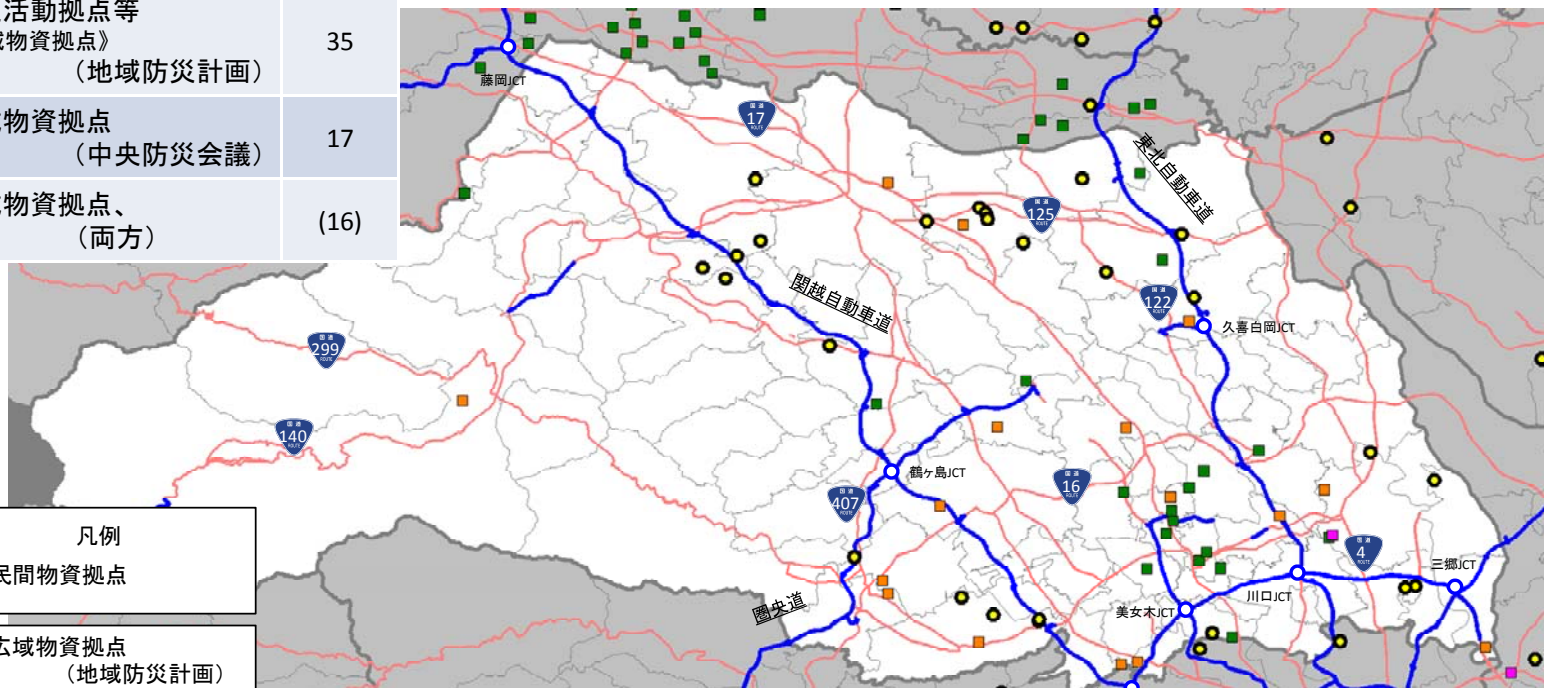
22事業者

25施設

民間物資拠点の位置

埼玉県

| | 施設数 |
|---------------------------------|------|
| 民間物資拠点 | 25 |
| 防災活動拠点等 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 35 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 17 |
| 広域物資拠点、 (両方) | (16) |



凡例
● 民間物資拠点

■ 広域物資拠点
(地域防災計画)
■ 広域物資拠点
(中央防災会議)
■ 広域物資拠点
(両方)

— 高速道路、有料道路
— 一般国道

民間物資拠点（千葉県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|-------------------|-------------------|----|
| 王子物流株式会社 | 浦安倉庫 | |
| 日本通運株式会社 | 千葉ターミナル | |
| パナソニックロジスティクス株式会社 | 浦安2号倉庫 | |
| 安田倉庫株式会社 | 柏営業所倉庫 | |
| 澁澤倉庫株式会社 | 千葉北倉庫 | |
| | 松戸倉庫 | |
| 南総通運株式会社 | 佐倉大作 A倉庫 | |
| 株式会社阪急阪神エクスプレス | 阪急阪神成田カーゴセンター(A棟) | |
| | 阪急阪神原木カーゴセンター | |
| ヒラノ物流サービス株式会社 | 第2号倉庫 | |
| 株式会社ヤマタネ | 関東支店舞浜営業所 | |

9事業者

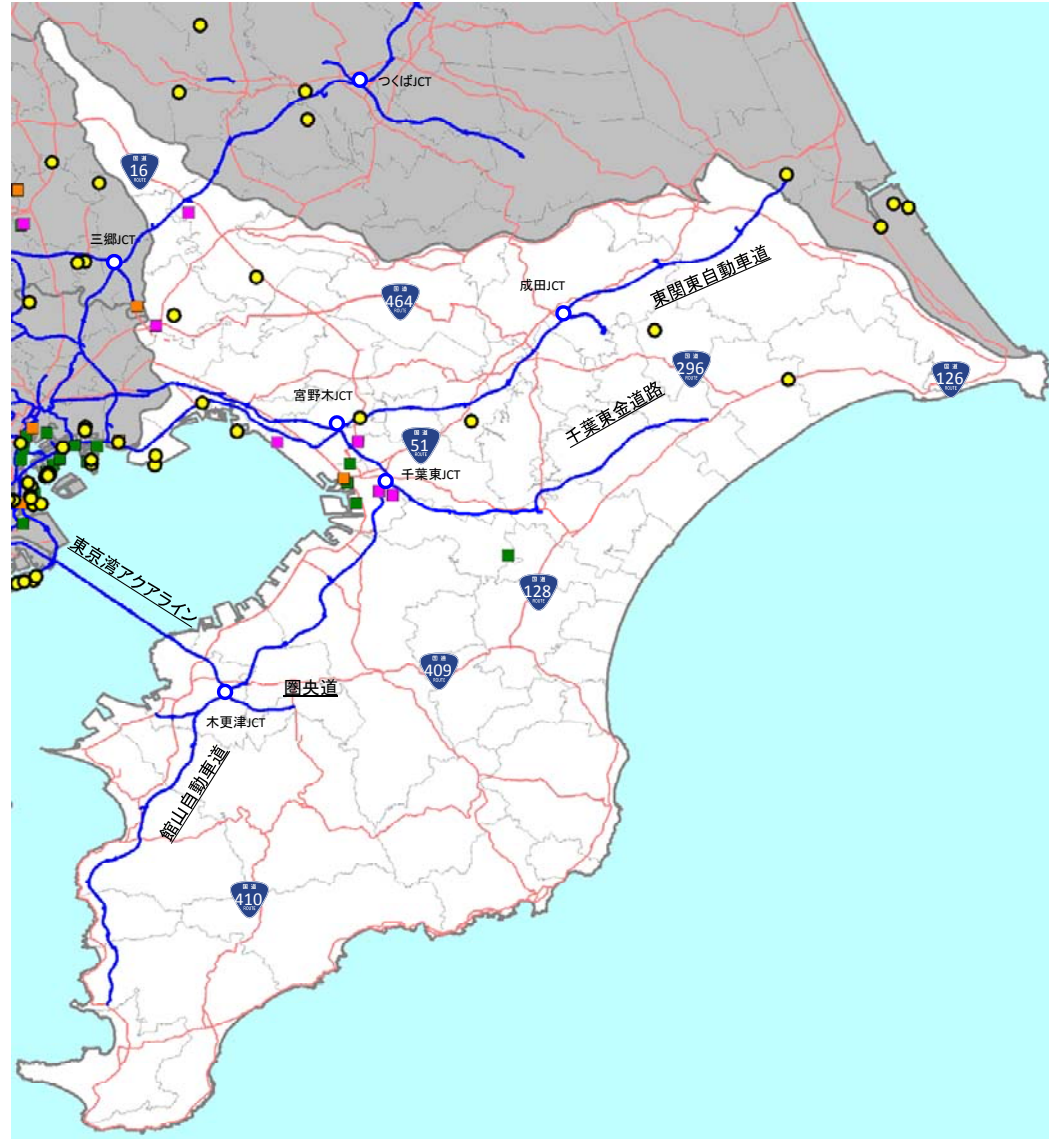
11施設

民間物資拠点の位置

千葉県

| | 施設数 |
|---------------------------------|-----|
| 民間物資拠点 | 11 |
| 物資の集積場所 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 5 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 7 |
| 広域物資拠点 (両方) | (1) |

| 凡例 | |
|----|--------------------|
| ● | 民間物資拠点 |
| ■ | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
| ■ | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
| ■ | 広域物資拠点 (両方) |
| — | 高速道路、有料道路 |
| — | 一般国道 |



民間物資拠点（東京都）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|-------------|---------------------|----|
| 日本通運株式会社 | 東京中央ターミナル | |
| | 多摩ターミナル | |
| ケイヒン株式会社 | 新お台場流通センター | |
| | 大井8号流通センター | |
| 安田倉庫株式会社 | 芝浦DC倉庫 | |
| 株式会社住友倉庫 | お台場営業所400倉庫 | |
| 三菱倉庫株式会社 | 青海1号配送センター | |
| 内外日東株式会社 | 大井物流センター | |
| 株式会社ウインローダー | 東村山センター | |
| | 昭島センター | |
| 三信倉庫株式会社 | 城南島流通センター | |
| 醍醐倉庫株式会社 | 本社倉庫 | |
| 澁澤倉庫株式会社 | 大井埠頭倉庫 | |
| 帝蚕倉庫株式会社 | 東京営業所 | |
| 株式会社丸運 | 東雲倉庫 | |
| | 東京港倉庫 | |
| 株式会社若洲 | 本社事業所 | |
| 三井倉庫株式会社 | 東京港事務所 ワールド流通センター倉庫 | |
| | 東京港第2事務所 B号倉庫 | |
| | 東京港事務所 お台場倉庫 | |
| 第一倉庫株式会社 | 新砂倉庫 | |
| 東洋運輸倉庫株式会社 | 若洲倉庫 | |
| 澁澤倉庫株式会社 | 青海倉庫 | |

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|-----------------|-------------|----|
| 株式会社ダイワコーポレーション | 平和島営業所 | |
| | 東京城南営業所 | |
| 共進倉庫株式会社 | 2号倉庫 | |
| | 調布東営業所 | |
| | 共進府中田澤倉庫 | |
| 日本自動車ターミナル株式会社 | 葛西トラックターミナル | |
| | 足立トラックターミナル | |
| | 京浜トラックターミナル | |
| | 板橋トラックターミナル | |

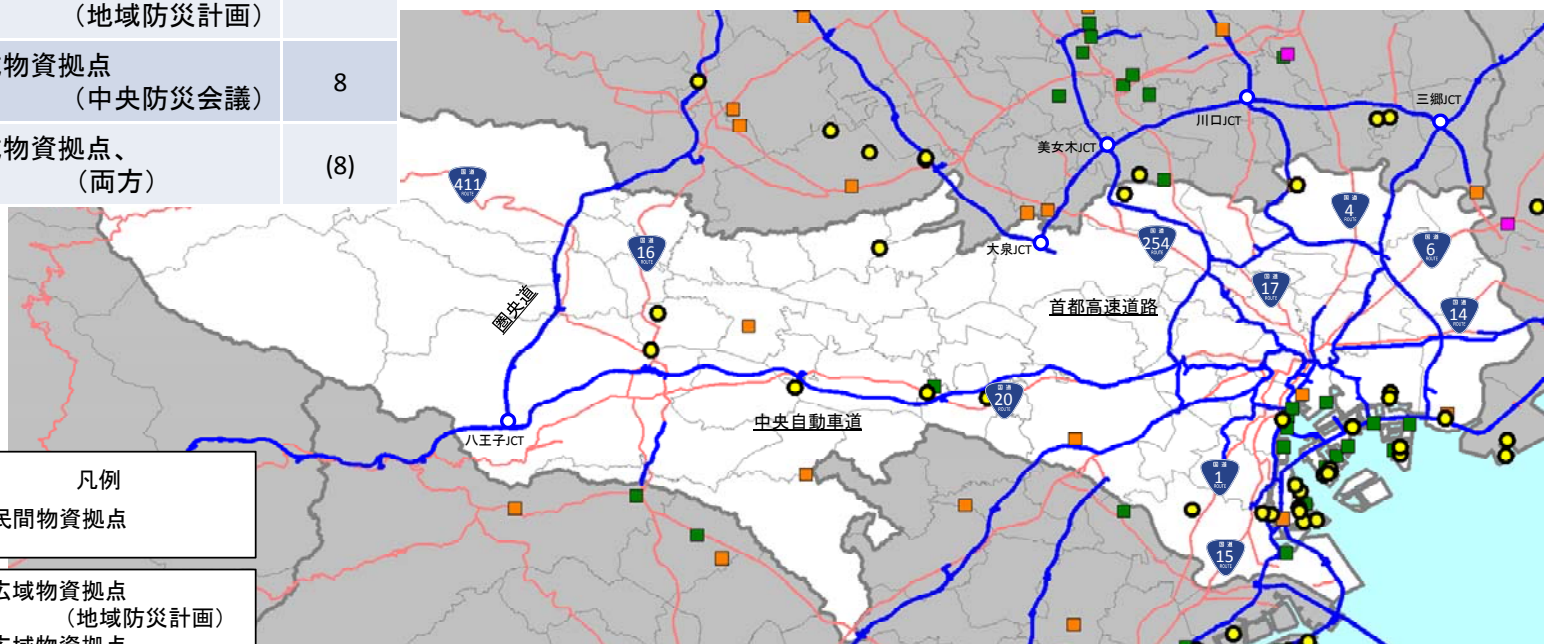
20事業者

32施設

民間物資拠点の位置

東京都

| | 施設数 |
|--------------------------------|-----|
| 民間物資拠点 | 32 |
| 広域輸送基地 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 27 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 8 |
| 広域物資拠点、 (両方) | (8) |



| 凡例 | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ● | 民間物資拠点 |
| ■ | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
| ■ | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
| ■ | 広域物資拠点 (両方) |
| — | 高速道路、有料道路 |
| — | 一般国道 |

民間物資拠点（神奈川県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|-----------------|-------------------|----|
| 大黒倉庫株式会社 | 埠頭倉庫 | |
| | L号倉庫 | |
| 日本通運株式会社 | 中井ターミナル | |
| 安田倉庫株式会社 | 新山下営業所 | |
| | 大黒倉庫 | |
| | 厚木営業所倉庫 4号倉庫 | |
| | 厚木営業所倉庫 5号倉庫 | |
| | D号倉庫 | |
| | B号倉庫 | |
| 三菱倉庫株式会社 | 大黒埠頭B号倉庫 | |
| | 大黒C号倉庫 | |
| 清和海運株式会社 | 東扇島倉庫 | |
| 小林運送株式会社 | KORC東扇島流通センター | |
| 株式会社辰巳商会 | 横浜港国際流通センター | |
| 株式会社ダイワコーポレーション | 新山下営業所 | |
| | 川崎営業所 | |
| 馬淵物流 株式会社 | 2号倉庫 | |
| 株式会社小此木 | 大黒ふ頭倉庫 | |
| ケイヒン株式会社 | 国際総合商品センター ケイヒン大黒 | |
| 株式会社ヤマタネ | 100号倉庫 | |
| 株式会社住友倉庫 | 本牧営業所 南本牧倉庫 | |
| | 大黒営業所200倉庫 | |

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|----------------|-----------------|----|
| 三井倉庫株式会社 | 大黒事務所 大黒B号倉庫 | |
| | 大黒事務所 大黒A号倉庫 | |
| | 厚木事務所A号倉庫 | |
| | 厚木事務所B号倉庫 | |
| 三井埠頭株式会社 | F倉庫 | |
| 湘南倉庫運送株式会社 | 中井営業所 | |
| 東洋運輸倉庫株式会社 | 東扇島倉庫 | |
| 澁澤倉庫株式会社 | 新大黒倉庫 | |
| かわさきファズ株式会社 | A棟 | |
| (株)横浜港国際流通センター | 横浜港国際流通センター 物流棟 | |

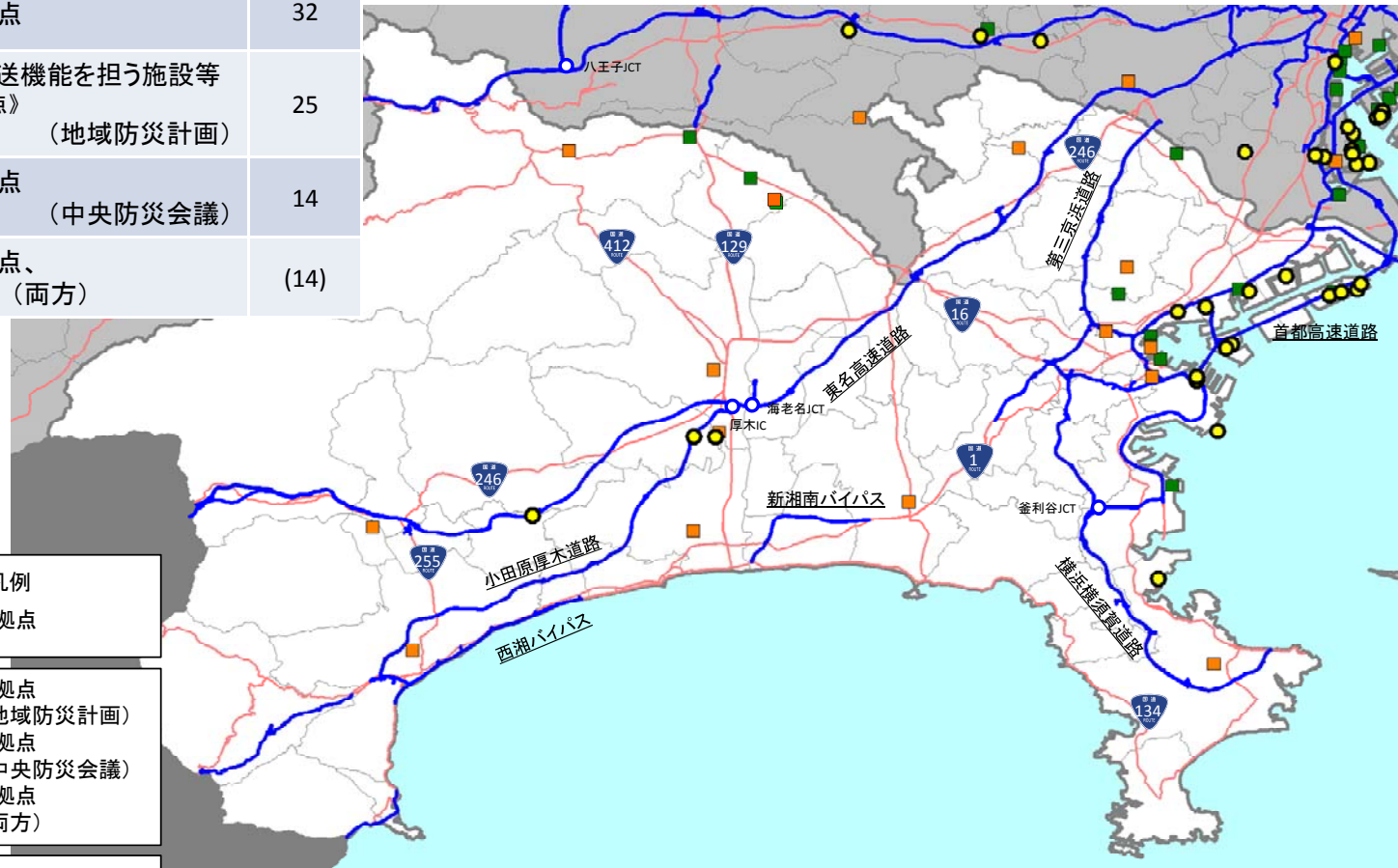
20事業者

32施設

民間物資拠点の位置

神奈川県

| | 施設数 |
|--|------|
| 民間物資拠点 | 32 |
| 広域的な輸送機能を担う施設等 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 25 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 14 |
| 広域物資拠点、 (両方) | (14) |



| 凡例 | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ● | 民間物資拠点 |
| ■ | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
| ■ | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
| ■ | 広域物資拠点 (両方) |
| — | 高速道路、有料道路 |
| — | 一般国道 |

民間物資拠点（山梨県）

| 事業者名 | 施設名 | 備考 |
|----------|-----------|----|
| 日本通運株式会社 | 山梨ターミナル | |
| 丸市倉庫株式会社 | グローバルDC22 | |
| | 丸市20号倉庫 | |
| 有限会社宮田倉庫 | 1号倉庫 | |

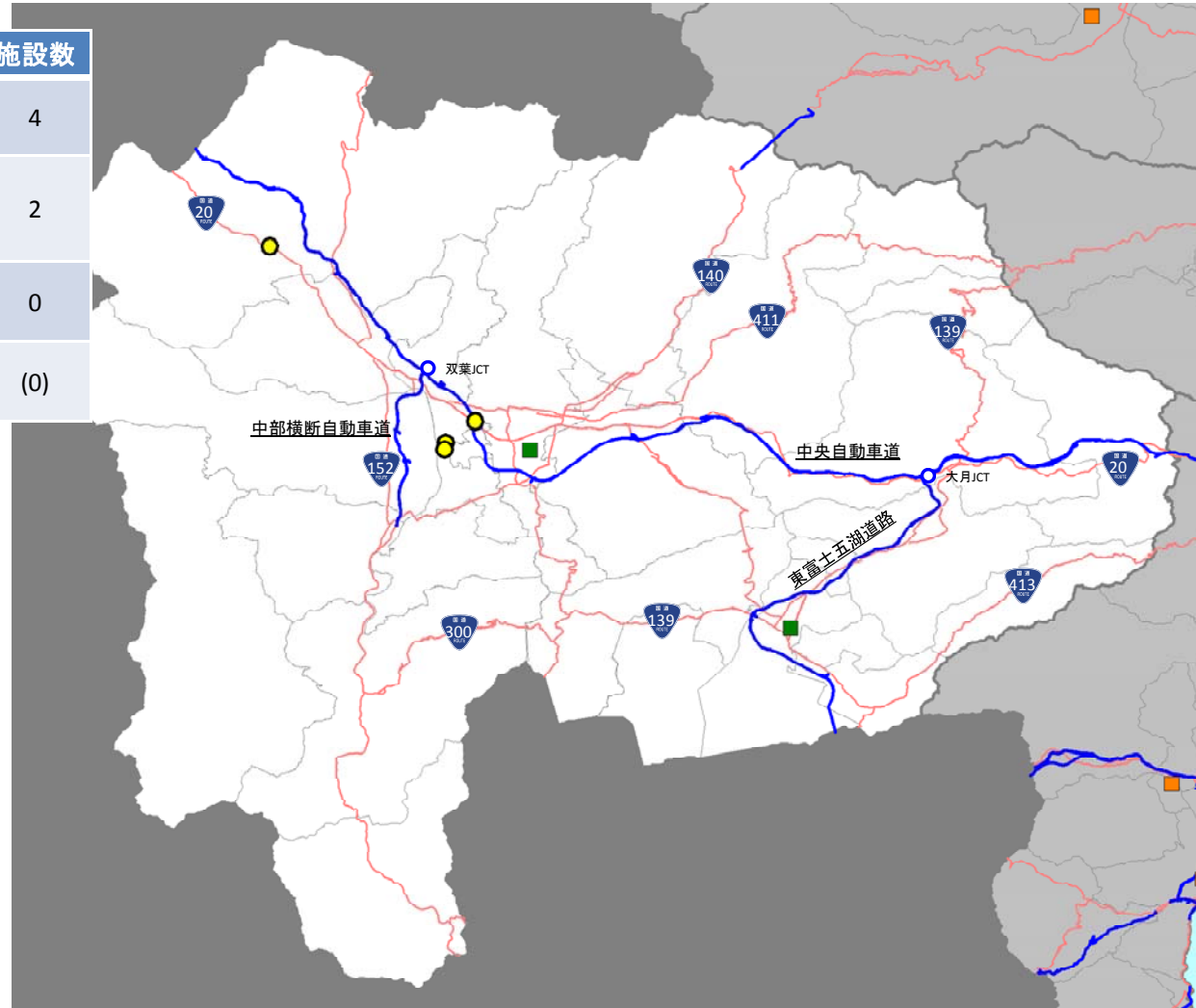
3事業者

4施設

民間物資拠点の位置

山梨県

| | 施設数 |
|----------------------------------|-----|
| 民間物資拠点 | 4 |
| 広域防災活動拠点 《広域物資拠点》 (地域防災計画) | 2 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 0 |
| 広域物資拠点、 (両方) | (0) |



| 凡例 | |
|--|--------------------|
| ● | 民間物資拠点 |
| ■ | 広域物資拠点 (地域防災計画) |
| ■ | 広域物資拠点 (中央防災会議) |
| ■ | 広域物資拠点 (両方) |
| — | 高速道路、有料道路 |
| — | 一般国道 |

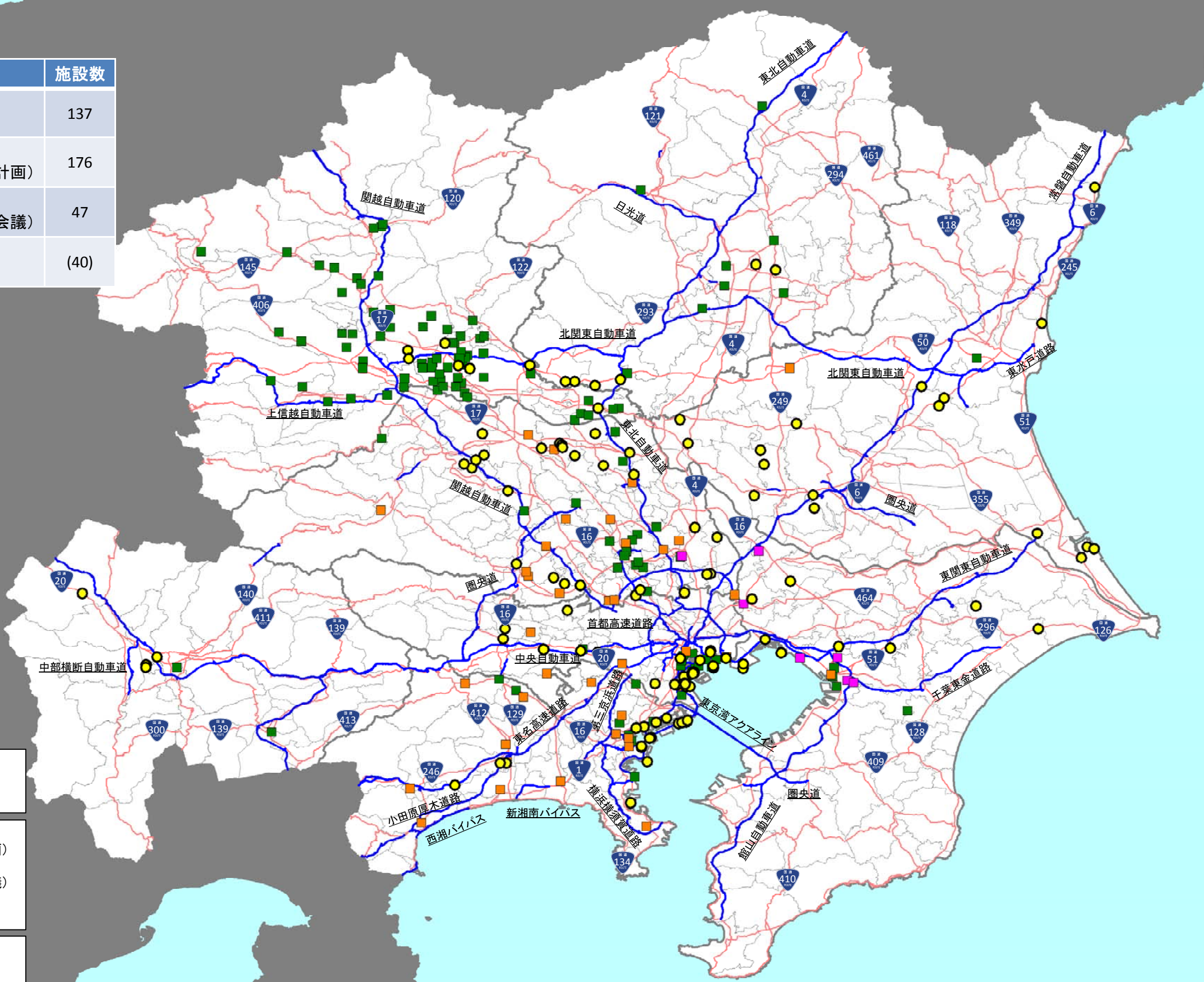
民間物資拠点の位置

関東全域

| | 施設数 |
|--------------------|------|
| 民間物資拠点 | 137 |
| 広域物資拠点 (地域防災計画) | 176 |
| 広域物資拠点 (中央防災会議) | 47 |
| 広域物資拠点 (両方) | (40) |

凡例

- 民間物資拠点
- 広域物資拠点
(地域防災計画)
- 広域物資拠点
(中央防災会議)
- 広域物資拠点
(両方)
- 高速道路、有料道路
- 一般国道



民間物資拠点の位置

関東臨海部



(2) 物資拠点の円滑な運営

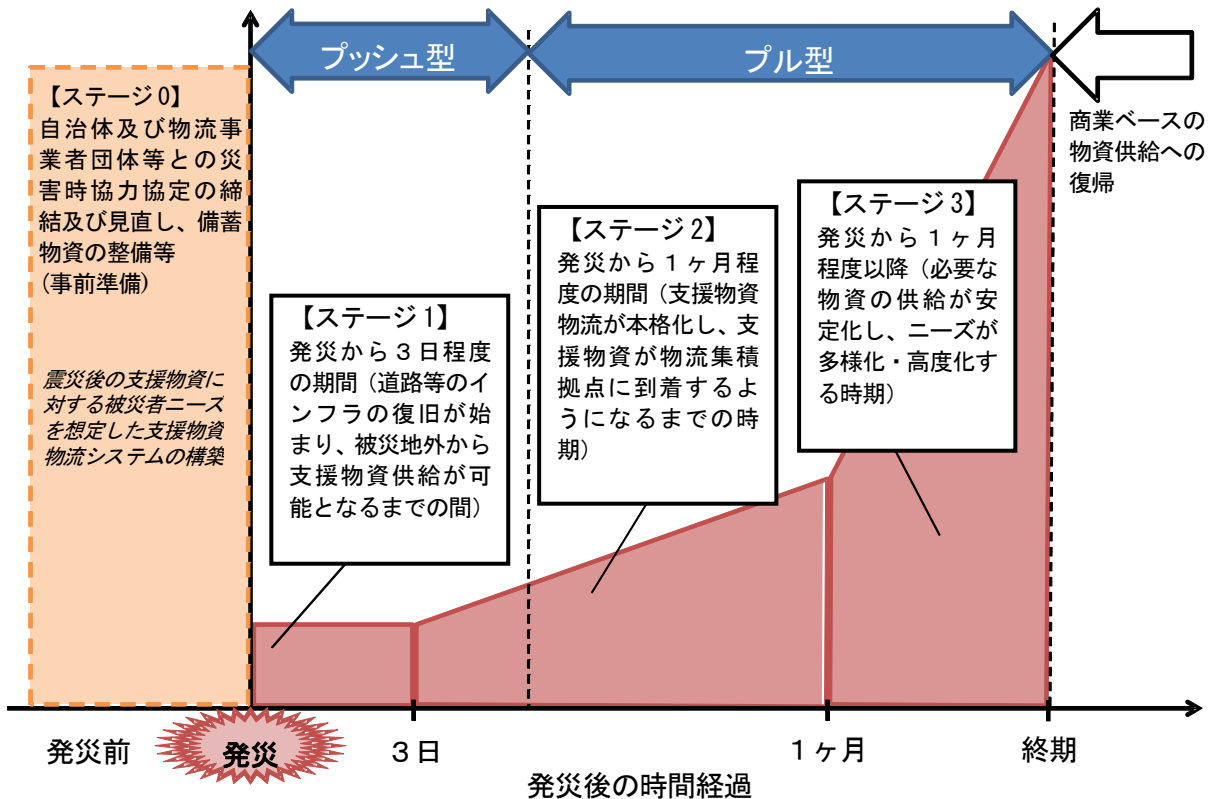
- ・物資拠点の運営を円滑に行うためには、物流事業者の能力・ノウハウを発災直後から活用できるような制度づくりを進め、できる限り早期の段階から国・自治体の実施する支援物資物流のオペレーションに物流事業者から派遣された物流専門家を参画させることを検討する。
- ・災害対策基本法に基づき指定地方公共機関として指定された広域的な対応が可能な物流事業者に対して、物資拠点の運営を委託することを検討する。
- ・物資拠点の災害時における機能維持を図るため、非常用発電設備や非常用通信設備の整備の促進することを検討する。
- ・小口（個人等）の支援物資は、あくまで各人からの善意により送られたものであり、尊いものであるが、このような物資が大量に送付されると、物資拠点における作業に支障を与え、作業効率を大幅に低下させ、ひいては支援物資物流の円滑な実施に支障を生じさせることになりかねない。
このため、自治体毎に個人から直接送付される支援物資は受入れないことをあらかじめ対応マニュアルに定める等、受入制限措置について検討することが重要である。

3. 時間経過に対応した官民の役割及びオペレーション

必要とする支援物資のニーズは、時間の経過とともに変化することから時間経過の段階（ステージ）毎に国、自治体、物流事業者の役割及びオペレーションを整理する。

<オペレーションの段階（ステージ）>

- ステージ0：事前準備（自治体と物流事業者団体等との災害時協力協定の締結及び見直し、備蓄物資の整備等）
- ステージ1：発災から3日程度の期間（道路等のインフラの復旧が始まり、被災地外から支援物資供給が可能となるまでの間）
- ステージ2：発災から1ヶ月程度の期間（支援物資物流が本格化し、支援物資が物流集積拠点に到着するようになるまでの時期）
- ステージ3：発災から1ヶ月程度以降（必要な物資の供給が安定化し、ニーズが多様化・高度化する時期）



時間経過に対応したオペレーションの段階（ステージ）のイメージ

□プッシュ型とは・・・被災者が必要としている物資を想定して送り込むこと。その際、被災者が生活するために最低限必要な支援物資を出来るだけセット化して供給することが望まれる。

□プル型とは・・・被災者のニーズを的確に把握して、適切な量と品質の支援物資を確実に届けること。

(1) ステージ0：事前準備

| |
|---|
| <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・大震災の発生に備え、支援物資物流システムに係る自治体と物流事業者団体等との災害時協力協定の締結及び見直し、備蓄物資の整備等を行う。 |
| <p>【対応すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・発災後に支援物資物流システム（輸送、保管、仕分け等）を短時間に構築できるよう、自治体は物流事業者団体等との災害時協力協定の締結及び見直しを行い、役割分担や体制を明らかにしておく。（自治体）・発災後に必要な支援物資（水、食料、生活用品、燃料）を3日分程度確保（備蓄又は調達により確保）し、出来るだけセット化して備蓄しておく。（自治体等）・地域防災計画等に災害発生直後の物流インフラ（物資集積拠点等の施設、物資輸送を担う道路等）や連絡ルート（通信回線）を早期に復旧確保する方法や体制を明示しておく。 （自治体・物流事業者団体等）・支援物資物流に係る実証訓練シナリオを作成し、実証訓練シナリオに基づく訓練を実施しておく。（運輸局）・小口（個人等）の支援物資の受入れに係る受入制限措置を検討しておく。 （自治体） |
| <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・発災直後は被災者に関する情報が十分に把握できない可能性もあることから、あらかじめ、被災者の数、高齢者及び乳幼児の数等のデータベースを構築し、発災時点でその数を把握できるようにしておく。・発災後の3日間を目安に、水、食料、生活用品（毛布、タオル、マスク、歯ブラシ、食器、ティッシュ、ラップ等）を備蓄しておく。・自治体と物流事業者団体等による災害時協力協定に基づき、発災時に被災者への供給が確実かつ容易に実施できるよう準備する。 |

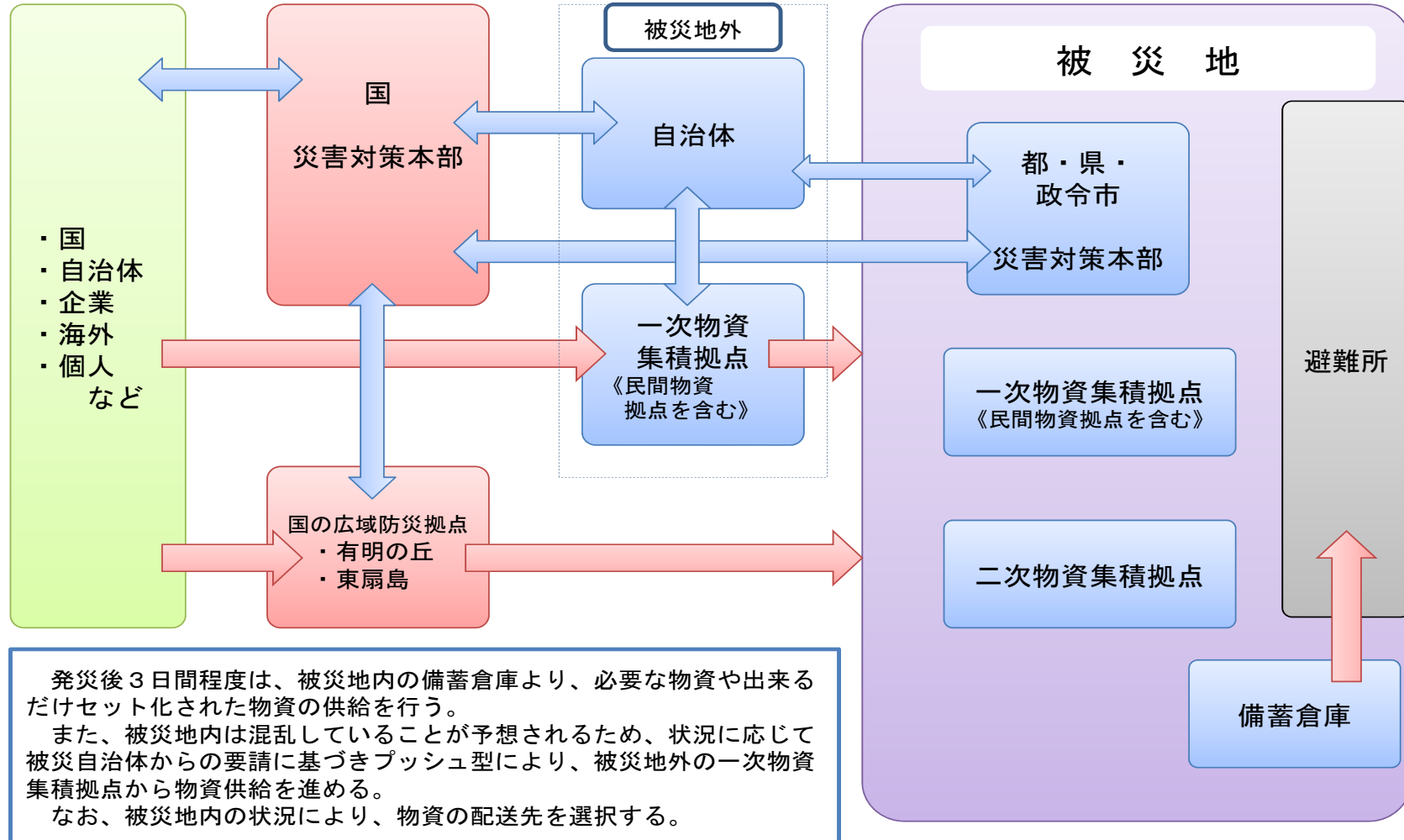
(2) ステージ1：発災から3日程度の期間

(道路等のインフラの復旧が始まり、被災地外から物資供給が可能となるまでの間)

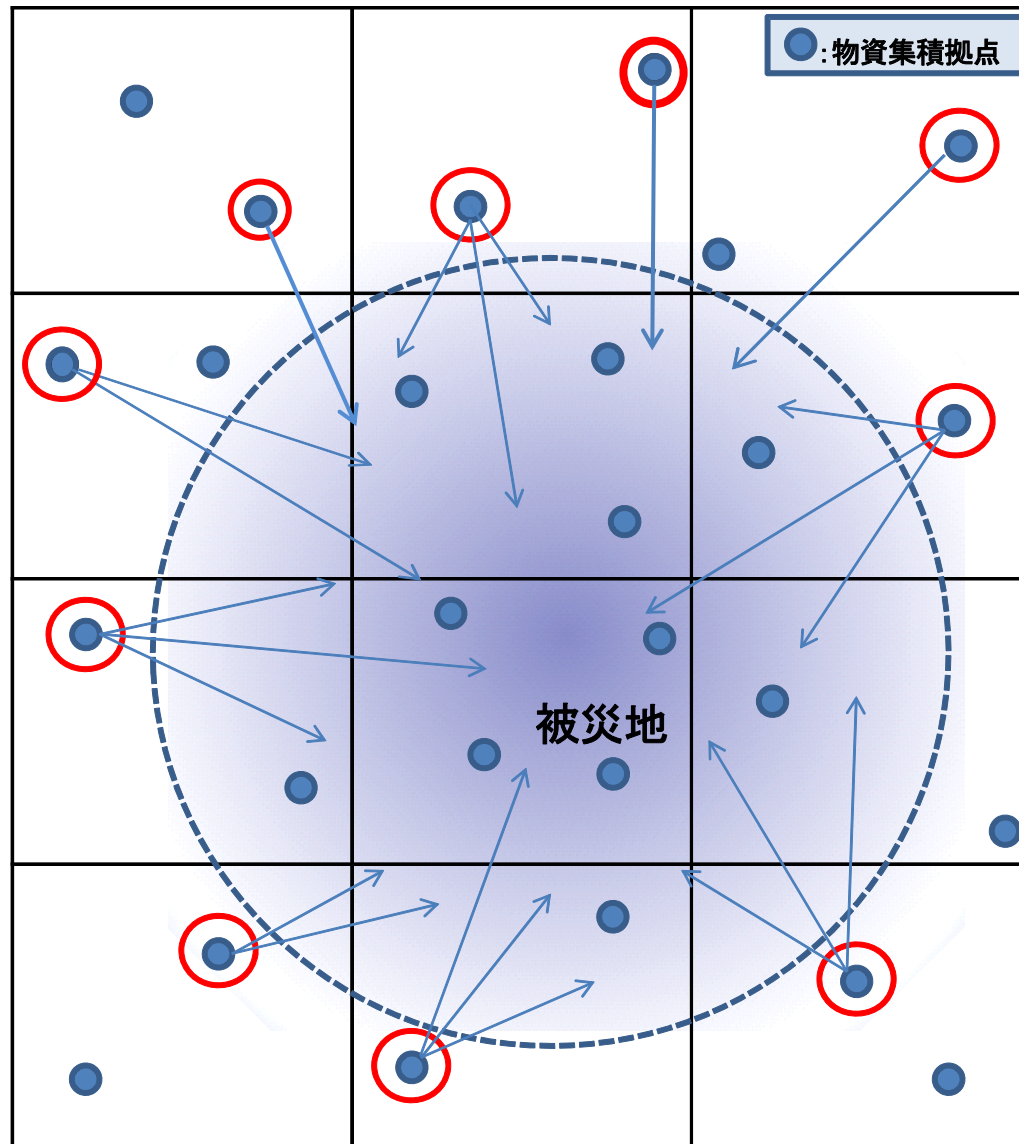
| |
|---|
| <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・発災直後の被災地に、主として備蓄倉庫からあらかじめ用意した支援物資をプッシュ型により迅速に届ける。 |
| <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・被災地となった自治体では人命救助が最優先となり、水、食料、生活必需品等の支援物資の確保まで手がまわらない状況、場合によっては行政機能がマヒしている状況が想定される。・津波被害等により、自治体の備蓄倉庫が使用不能となり、備蓄でまかなうことが想定されていた、水、食料、生活必需品等の支援物資が被災者に行き渡らない可能性がある。 |
| <p>【対応すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・支援物資物流システム（輸送、保管、仕分け等の体制）を短時間に構築する。（国・自治体）・発災直後に必要な支援物資（水、食料、生活用品、燃料）を確保し、被災者等へ供給する。（国・自治体）・利用可能な物流インフラ（物資集積拠点等の施設、物資輸送を担う道路等）を確認するとともに、被災地への連絡ルート（通信回線）を早期に確保する。（国・自治体）・輸送機関の燃料を確保する。（国・自治体） |
| <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・発災直後は被災者に関する情報が十分に把握できない可能性もあることから、あらかじめ、被災者の数、高齢者及び乳幼児の数等のデータベースを構築し、発災時点でその数を把握できるようにしておく。・発災後の3日間を目安に、水、食料、生活用品（毛布、タオル、マスク、歯ブラシ、食器、ティッシュ、ラップ等）を備蓄しておく。・自治体と物流事業者団体等との災害時協力協定に基づき、発災時に支援物資を迅速に届けるようにしておく。 |

【ステージ1（発災から3日程度）】
支援物資物流システムのイメージ

⇔ : 情報の流れ
→ : 物資の流れ



被災地外からの支援物資輸送(発災直後、プッシュ型)



○首都直下地震は複数の都、県及び市を跨ぐ広域的な範囲で被災することが想定される。



○都、県及び政令市の広域的な連携により、被災地外の物資集積拠点から物資を供給することが想定される。

○被災地内において、発災直後は行政機能がマヒするため、被災地内の物資集積拠点で支援物資を仕分けることは不可能である。



○水、食料、生活用品、燃料等の支援物資を出来るだけセット化して供給する。

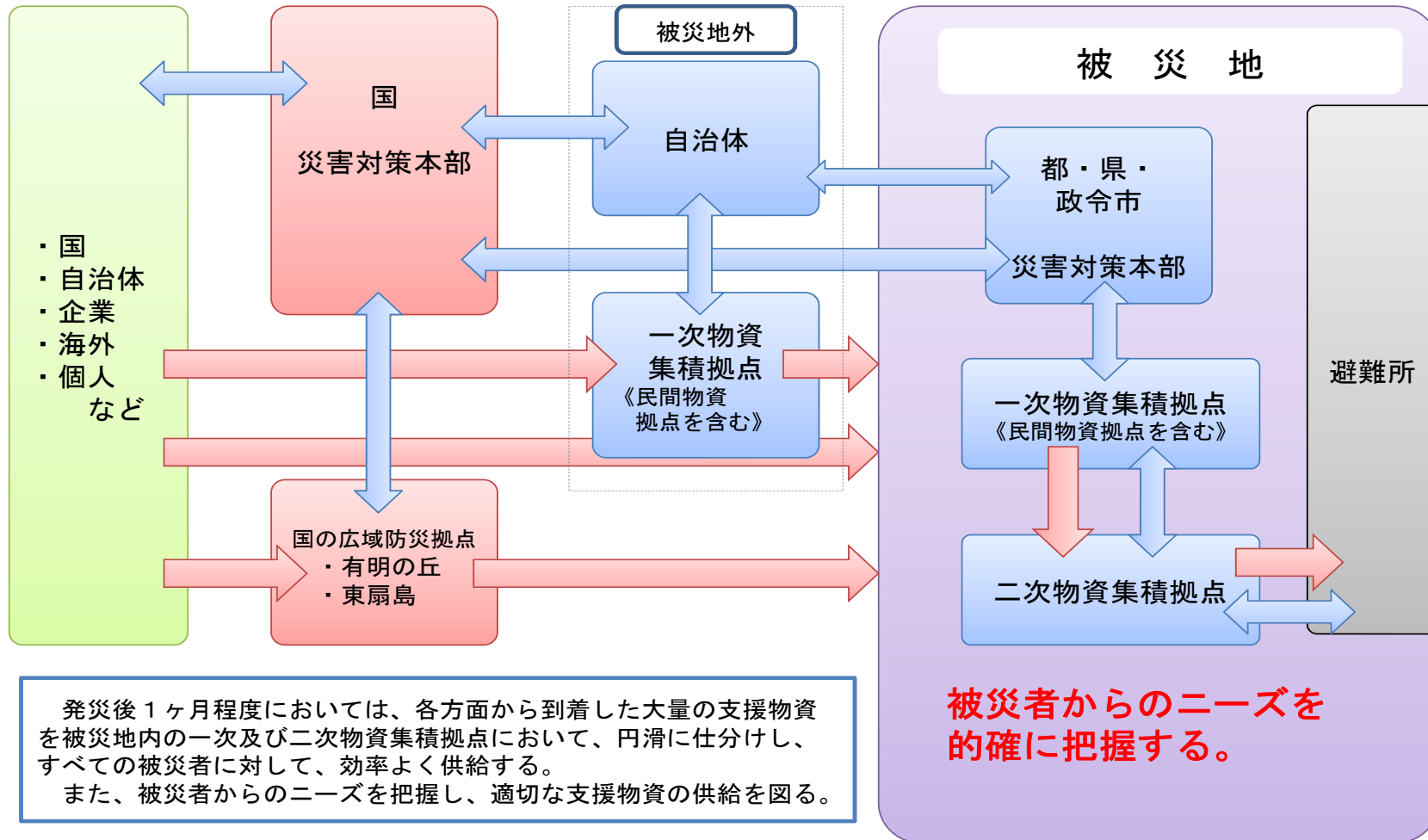
(3) ステージ2：発災から1ヶ月程度の期間

(支援物資物流が本格化し、支援物資が物流集積拠点に到着するようになるまでの間)

| |
|--|
| <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・各方面から到着する大量の支援物資を円滑に仕分けし、すべての被災者に対して効率よく供給する。 |
| <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・被災者が求める支援物資、サービスのニーズが発生し始める。・市区町村の行政機能が復旧し、プッシュ型の支援物資提供からプル型（被災者のニーズを的確に把握して、適切な量と品質の物資を確実に届ける）の提供に移行する。 |
| <p>【対応すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・物流事業者の能力を都県・政令市対策本部において早期から活用する。 （自治体）・内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受け入れる物資を選別するとともに在庫管理を適切に実施する。 （自治体・物流事業者）・支援物資の適切な供給のためには、関係者間において物流情報の適切な共有が必要であることから情報管理機能を導入する。（国・自治体・物流事業者）・被災地域が広域にわたり、被災自治体において必要とする支援物資の供給にばらつきがある場合、自治体間で必要に応じて支援物資の調整を行う。 （国・自治体） |
| <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・支援物資供給の拠点となるべき支援物資集積拠点を選定するとともに、その運営を適切に行うことが必要である。 |

【ステージ2（発災から1ヶ月程度）】
支援物資物流システムのイメージ

⇔ : 情報の流れ
→ : 物資の流れ



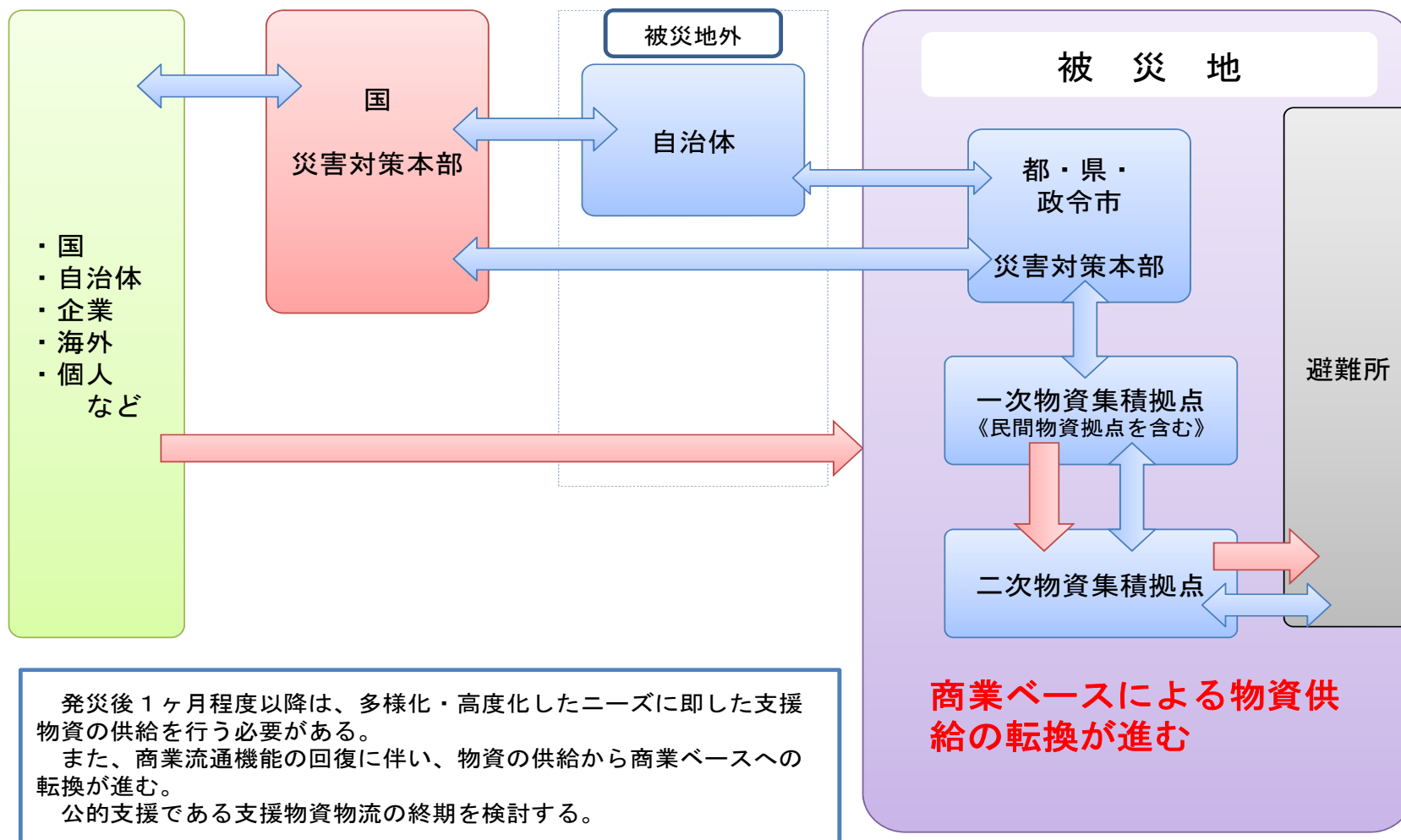
(4) ステージ3：発災から1ヶ月程度以降

(必要な物資の供給が安定化し、ニーズが多様化・高度化する時期)

| |
|--|
| <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支援物資物流の効率化を図り、多様化・高度化する被災者のニーズに対応する。 |
| <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被災者が求める支援物資、サービスが多様化・高度化する。・ 仮設住宅への入居が促進し、商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の流通システムが復旧し、被災者への支援物資の配給から商業ベースによる物資供給への転換が進む。 |
| <p>【対応すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商業流通機能を回復させる。(国・自治体)・ 被災者や仮設住宅の設置場所における仮店舗や移動販売車の導入を促進すること等について具体的な措置を講じていく。(国・自治体)・ 物流事業者の通常の営業活動の動向を見極めつつ、公的支援としての緊急支援物資物流の終期を検討する。(国・自治体) |
| <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公的支援としての支援物資物流の収束の時期については、商業ベースによる物資供給への復帰状況等により判断する。 |

【ステージ3（発災から1ヶ月程度以降）】
支援物資物流システムのイメージ

⇔ : 情報の流れ
→ : 物資の流れ



発災後1ヶ月程度以降は、多様化・高度化したニーズに即した支援物資の供給を行う必要がある。
また、商業流通機能の回復に伴い、物資の供給から商業ベースへの転換が進む。
公的支援である支援物資物流の終期を検討する。

4. 首都直下地震等に対応した支援物資物流の実証訓練の実施に向けて

(1) 訓練の目的

国、自治体及び物流事業者団体等が参加する支援物資物流の実証訓練は、首都直下地震の発災時に近い環境を想定し、各主体間の連携及びそれぞれの役割について確認することを目的に実施する。

(2) 訓練シナリオの作成にあたって

実証訓練の実施に向けて、発災から3日間程度の期間において次のような前提条件、状況付与を検討することが考えられる。

① 想定する首都直下地震の前提条件

首都直下地震の地震被害想定として、最大の被害をもたらす条件（東京湾北部地震が冬の夕方に発生するケース）を整理し、これに対する訓練を実施する。

② 状況付与

首都直下地震の発生時の実際の状況に出来る限り近づけるため、起こりうる事象等について、被害想定を参考にしながら、訓練参加者に対し状況を付与する。

具体的には、訓練事務局が地震時の被害状況や現状について、関係者へ口頭や文面等で付与する。

【状況付与の例】

- ・東京湾北部を震源地とする、震度6強の首都直下地震が発生した。
- ・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県において甚大な被害を受けた。
- ・被災地外において、広域物資拠点や民間物資拠点が必要となった。

※なお、実証訓練は、単に1回の訓練で完結するようなものではなく、PDCA サイクル等の活用により、その後も継続的に訓練を実施することが重要である。

実証訓練シナリオのイメージ

| 時間軸 | 参加者の役割・動き | | | |
|--|--|---|-------------------------------------|---|
| | 実証訓練・事務局 | 被災自治体 | 物流事業者団体・物流事業者 | 国(運輸局) |
| | 状況付与 | 対応行動チェック | 対応行動チェック | 対応行動チェック |
| 発災 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度6強 ・ライフラインの状況も設定(電気、水、ガス、交通等) | 避難等による安全確保・被災状況確認 | | |
| 24時間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県において甚大な被害が発生し、当該都県の広域物資拠点が不足 | 災害対策本部内に緊急物資輸送チーム立ち上げ 広域物資拠点の状況を把握し、利用可能か確認 民間物資拠点の支援の必要性を検討 | | 災害対策本部内に緊急物資輸送チーム立ち上げ 物流事業者団体からの情報を収集し、都県・政令市対策本部へ情報の提供 |
| 48時間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な被災自治体以外における広域物資拠点の提示 ・利用可能な民間物資拠点リストの提示 | 物流事業者団体等に対して本部、広域物資拠点への派遣要請 | 民間物資拠点が利用可能か確認 要請に基づき、物流専門家等の派遣 | 利用可能な民間物流拠点の提示 リエゾンの派遣 |
| 72時間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資物流体制の構築を確認 | 民間物資拠点の選定 物流事業者への作業要請 | 民間物資拠点の運営受託 民間物資拠点等における物資受入体制の整備 | 広域での支援情報の提供 |
| ※時間軸についてはあくまで目安であり、各作業については極力早期に対応ができるよう努力する。 ※緊急物資輸送チームとは、各都県・政令市の災害対策本部内において支援物資物流を専属的に行う専門組織のこと。 | | 支援物資物流の受入れ開始 | | |

5. 今後の取り組み

今後は、効率的・効果的な支援物資物流を目指すため、訓練シナリオを作成し、実証訓練を実施する他、災害時協力協定の締結及び見直しの推進、リストアップした民間物資拠点の更新、他の輸送モード、並びに、発注様式の標準化や燃料確保のあり方等について検討することとし、本協議会を継続する。

首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウ
を活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会

開催経緯

第1回

日時：平成23年12月24日（金） 14:00～16:00

場所：九段第3合同庁舎 11階 国共用会議室1-1

議題：（1）東日本大震災における支援物資物流の状況及び問題点について

①災害に強い物流システム構築事業

②東日本大震災の経験を踏まえた支援物資物流の課題等

（2）各都県・政令市等の防災計画における物資輸送計画の現状について

（3）本協議会における検討項目について

第2回

日時：平成24年2月1日（水） 14:00～16:00

場所：九段第3合同庁舎 11階 国共用会議室1-1

議題：「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築」（素案）について

第3回

日時：平成24年2月1日（水） 14:00～16:00

場所：九段第3合同庁舎 11階 国共用会議室1-1

議題：「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築」（案）について

首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウ
 を活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会
委員名簿

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|------------------|---------------|---------|
| 学 識 経 験 者 | | |
| 流通経済大学流通情報学部 | 教 授 | 矢 野 裕 児 |
| 自 治 体 等 | | |
| 茨城県生活環境部 | 危機管理監 | 丹 勝 義 |
| 栃木県県民生活部 | 危機管理監 | 神 戸 英 樹 |
| 群馬県総務部 | 危機管理監 | 榛 沢 保 男 |
| 埼玉県危機管理防災部 | 危機管理防災部長 | 吉 野 淳 一 |
| 千葉県防災危機管理監 | 防災危機管理監 | 岩 館 和 彦 |
| 東京都総務局総合防災部 | 企画調整担当部長 | 箕 輪 泰 夫 |
| 神奈川県安全防災局危機管理部 | 危機管理部長 | 佐 藤 清 |
| 山梨県総務部 | 防災危機管理監 | 安 藤 輝 雄 |
| さいたま市総務局危機管理部 | 危機管理部長 | 荒 澤 顯 |
| 千葉市総務局市長公室 | 市長公室長 | 鎌 田 栄 |
| 横浜市消防局危機管理室 | 危機管理部長 | 阿 部 隆 |
| 川崎市総務局危機管理室 | 危機管理室長 | 幸 田 正 雄 |
| 相模原市危機管理監 | 危機管理監 | 阿 部 健 |
| 物 流 団 体 | | |
| 茨城県倉庫協会 | 会 長 | 渡 邊 潤 |
| 栃木県倉庫協会 | 会 長 | 中 村 隆一郎 |
| 群馬県倉庫協会 | 会 長 | 加 部 登 |
| 埼玉県倉庫協会 | 会 長 | 小 野 寿 勇 |
| 千葉県倉庫協会 | 会 長 | 岡 本 茂 |
| 東京倉庫協会 | 会 長 | 田 中 稔 |
| 神奈川倉庫協会 | 会 長 | 小此木 歌 蔵 |
| 山梨県倉庫協会 | 会 長 | 樋 口 育 生 |
| 茨城県トラック協会 | 専務理事 | 田 所 憲 司 |
| 栃木県トラック協会 | 専務理事 | 斎 藤 一 昭 |
| 群馬県トラック協会 | 専務理事 | 五十嵐 甫 |
| 埼玉県トラック協会 | 専務理事 | 無 川 一 男 |
| 千葉県トラック協会 | 専務理事 | 西 川 茂 雄 |
| 東京都トラック協会 | 専務理事 | 綿 引 正 明 |
| 神奈川県トラック協会 | 専務理事 | 大 川 充 磨 |
| 山梨県トラック協会 | 専務理事 | 杉 浦 正 |
| 物 流 事 業 者 | | |
| 日本自動車ターミナル株式会社 | 取締役総務部長 | 吉 野 毅 |
| 日本通運株式会社東京統括支店 | 課 長（業務・CSR） | 佐 藤 健 吾 |
| ヤマト運輸株式会社 | CSR推進部長 | 藤 口 英 治 |
| 佐川急便株式会社 | 環境推進担当部長 | 石 野 順 三 |
| 国 | | |
| 国土交通省 | 大臣官房参事官（物流産業） | 金 井 昭 彦 |
| 国土交通省 | 自動車局貨物課長 | 川 勝 敏 弘 |
| 関東運輸局 | 交通環境部長 | 山 田 信 孝 |
| 関東運輸局 | 自動車交通部長 | 秋 田 未 樹 |

首都直下地震等の想定地域における
民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築

発行日 平成 24 年 3 月

発行者 首都直下地震等の想定地域における
民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築に関する協議会

事務局 国土交通省 関東運輸局 交通環境部物流課
〒231-8433
神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
横浜第 2 合同庁舎 18 階
電話 045 (211) 7210